

株主各位

## 第94期 定時株主総会招集ご通知 交付書面省略事項

株式会社SUBARU

2025年6月4日  
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様にご送付している書面には掲載しておらず、インターネット上の当社ウェブサイトなどに掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

- ・ 事業報告のうち、「主要な事業内容」「主要な事業所等」「主要な借入先」「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」「会社の機関および主な会議体の概要」「取締役・監査役候補者の指名の方針および手続」「取締役会およびこれに付随する機関ならびに監査役会等の活動」「社外役員に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「取締役会の実効性評価結果の概要」「当社が発行する株式に関する事項」「当社が保有する株式に関する事項」「会社の体制および方針」ならびに「会計監査人に関する事項」
- ・ 連結計算書類（「連結財政状態計算書」「連結損益計算書」「連結持分変動計算書」および「連結注記表」）
- ・ 計算書類（「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」）
- ・ 監査報告（「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」および「監査役会の監査報告」）

# 目 次

## 事業報告

S U B A R Uグループの現況に関する事項	1 頁
当社が発行する株式に関する事項	2 頁
当社が保有する株式に関する事項	3 頁
会社役員に関する事項	4 頁
会社の体制および方針	12 頁
会計監査人に関する事項	17 頁

## 連結計算書類

連結財政状態計算書	18 頁
連結損益計算書	19 頁
連結持分変動計算書	20 頁
連結注記表	21 頁

## 計算書類

貸借対照表	44 頁
損益計算書	45 頁
株主資本等変動計算書	46 頁
個別注記表	47 頁

## 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	54 頁
計算書類に係る会計監査報告	56 頁
監査役会の監査報告	58 頁

## 第94期 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### 1 SUBARUグループの現況に関する事項

#### (1) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業別名称	主要製品
自動車事業	レガシィ、レヴォーグ、レイバック、WR X、フォレスター、ソルテラアセント、インプレッサ、クロストレック、SUBARU BRZ REX、ジャスティ、シフォン、プレオプラス、サンバー
航空宇宙事業	航空機、宇宙関連機器部品
その他事業	不動産賃貸

#### (2) 主要な事業所等 (2025年3月31日現在)

##### ① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
東京事業所	東京都三鷹市
群馬製作所	群馬県太田市、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県北本市
宇都宮製作所	栃木県宇都宮市、愛知県半田市
スバル研究実験センター	栃木県佐野市、北海道中川郡美深町

##### ② 国内子会社・海外子会社

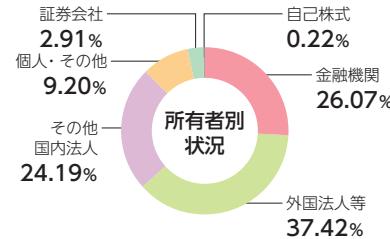
第94期定時株主総会招集ご通知【交付書面】事業報告の「(5) 重要な子会社の状況等」をご参照ください。

#### (3) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	70,500
株式会社三井住友銀行	29,500
信金中央金庫	20,000
三井住友信託銀行株式会社	18,000
株式会社群馬銀行	15,000
株式会社三菱UFJ銀行	14,000

## 2 当社が発行する株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 733,057,473株<sup>※1</sup> (自己株式1,623,478株を含む)
- (3) 株主数 127,221名 (前期比5,256名 4.3%増)
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株) <sup>※2</sup>	持株比率 (%) <sup>※3</sup>
トヨタ自動車株式会社	153,600	21.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	108,052	14.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	35,009	4.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	18,014	2.46
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	12,685	1.73
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 1	11,418	1.56
株式会社みずほ銀行	10,078	1.38
GOVERNMENT OF NORWAY	8,784	1.20
J P MORGAN CHASE BANK 385781	8,230	1.13
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	7,724	1.06

### (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付された当社の株式の状況

当社は、当社の取締役 (社外取締役を除く。以下同じ。) に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役にに対し、譲渡制限付株式を付与することとし、そのための金銭報酬を支給することとしています (以下、「譲渡制限付株式報酬制度」という。)。取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記の通り支給された金銭報酬に係る債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、それと引き換えに当社普通株式の発行または処分を受けるものとします。なお、かかる発行または処分に当たっては、当社と取締役との間で、当該株式に関して割当てを受けた日より当社取締役を退任するまでの期間 (ただし、当社取締役退任後、引き続き当社執行役員に就任する場合には、当該執行役員を退任するまでの期間) に譲渡制限が付されるなどの内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することとしています。

当期中に譲渡制限付株式報酬制度により交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	34,594	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

※1：2024年10月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べ20,844,100株 (2.8%) 減少しています。

※2：株式数は千株未満を切り捨てて表示しています。

※3：持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (1,623,478株) を控除して計算しています。

## 3 当社が保有する株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

### (1) 株式の政策保有に関する基本方針

当社は、政策保有株式として保有する上場株式について当該企業と対話を行い、毎年取締役会において、定量的には保有に伴う便益を「配当利回り」、資本コストは「WACC」でそれぞれ測定し比較検証しています。その結果を参考に、定性的に中長期的な経営戦略および事業戦略に資すると判断した場合のみ保有を継続することとしています。

上記の方針に基づき、政策保有株式として保有する上場株式の縮減を着実に行ってまいりました。2015年3月末時点で保有していた60銘柄が、縮減の結果、2021年3月末時点では2銘柄となりました。当期において、非上場の株式会社が、東京証券取引所グロース市場へ株式上場を行った (2025年3月27日上場) ことにより、1銘柄増加し、3銘柄となりました。これら3銘柄は以下(2)の理由から現時点で保有は不可欠であると判断していますが、今後も継続的に、少なくとも年に1回は当該企業と対話を行い、毎年取締役会において評価・精査し、保有の要否について判断してまいります。

### (2) 純投資目的以外の目的で保有する上場株式の全銘柄

銘柄	第93期	第94期 (当期)	保有目的	当社の株式の保有の有無
	株式数 (株)			
	貸借対照表計上額 (百万円)			
株式会社群馬銀行	2,850,468	2,850,468	当社主力工場の地元の地方銀行として、当社のみならず、地場サプライヤーの日米拠点に対しても、金融業務を通じて支援を受けています。重要なパートナーとして、金融取引などを対等かつ円滑に推進するために保有を継続いたします。	有
	2,503	3,510		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	372,097	372,097	みずほフィナンシャルグループ各社より、金融取引を中心にサポートを受けており、中でもみずほ銀行は、当社の最重要取引銀行として長年にわたり幅広く経営をサポートいただいています。取引を対等かつ円滑に推進するために保有を継続いたします。	有
	1,133	1,507		
ダイナミックマッププラットフォーム株式会社	—	10,000	同社が提供する自動運転用高精度3次元マップを用い、当社は自動運転や高度運転支援の研究や先行開発を行っています。取引を円滑に推進するために保有を継続いたします。同社の株式上場のため当期より記載の対象としています。	無
	—	15		

(注) 1. 株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社である株式会社みずほ銀行が当社の株式を保有しております。

2. 当社は、純投資目的である投資株式の保有はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、SUBARUのありたい姿である「笑顔をつくる会社」を目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、すべてのステークホルダーの皆様の満足と信頼を得るべく、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして取り組んでいます。

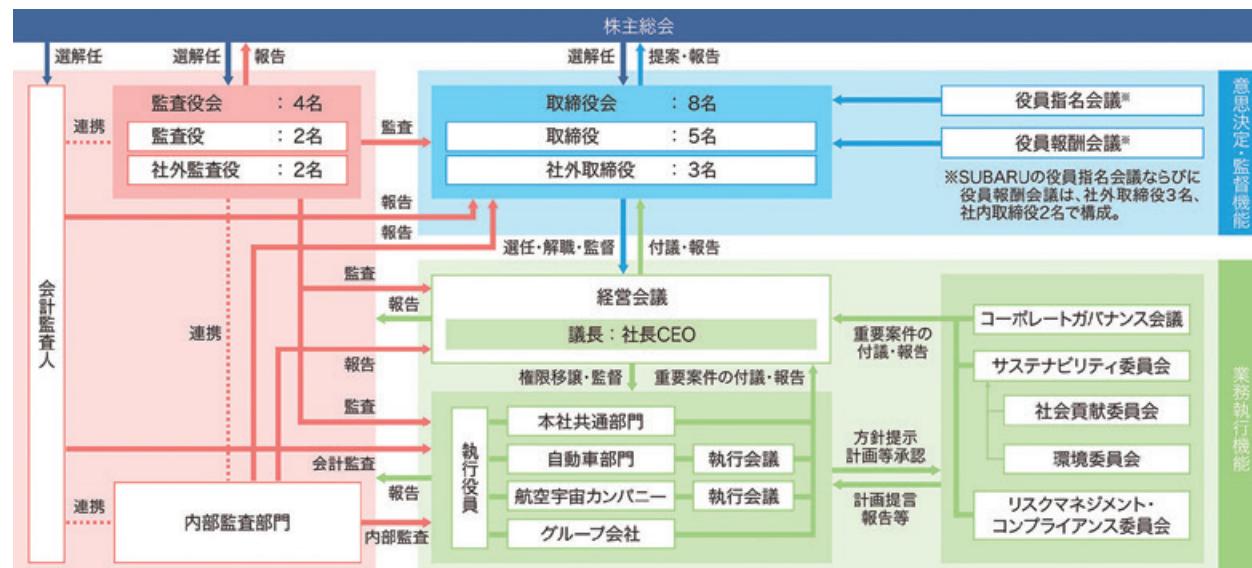
当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区別し、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を実現することを目指します。また、社外役員によるモニタリングおよび助言を通じ、適切な経営の意思決定・監督と業務執行を確保するとともに、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制の向上を図ります。そして、経営の透明性を高めるために、適切かつ適時の開示を実施します。

### (2) 会社の機関および主な会議体の概要

当社は、企業統治体制として監査役会設置会社を選択し、取締役会においては監督と執行の分離を意識しつつ重要な業務執行の決定・監督を、監査役会においては各監査役が監査に関する重要事項についての協議または決議などを行っています。2025年3月末時点の取締役会は8名で構成され、うち3名が独立性の高い社外取締役となっています。また、監査役会は4名で構成され、うち2名を独立性の高い社外監査役としています。独立性の高い社外取締役および社外監査役の関与により、経営のモニタリングの実効性を高めることなどを通じて、事業の健全性・効率性を高めることが可能な体制をとっています。

業務執行体制については、執行役員制度を採用し、取締役の業務執行の権限を執行役員に委譲することにより、取締役会における経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に区別し、意思決定の迅速化を図っています。

### (ご参考) コーポレートガバナンス体制模式図



### (3) 取締役・監査役候補者の指名の方針および手続

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを備えた構成および規模とすべきと考えています。また、取締役会の構成においては、ジェンダーや国際性などにも配慮したうえで、実質的な多様性を確保すべきと考えています。

当社は、現状の機関設計を前提とした実質的なガバナンス体制の向上を図るため、任意の委員会として役員指名会議を設置しています。取締役・監査役候補者については、役員人事の決定における公正性・透明性を確保するため、取締役会の諮問に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占める役員指名会議にて、十分な審議に基づいて承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定いたします。

取締役候補者の指名の方針として、社内取締役候補者については、当社の経営理念や経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して指名いたします。また、社外取締役候補者については、企業経営者、有識者などから、経験・見識・専門性などを考慮して、複数名を指名いたします。なお、取締役の員数は、社内・社外を合わせて15名以内と定款で定めています。

監査役候補者の指名に関しては、監査役に必要な経験、能力、見識、或いは公正さを貴ぶ高い倫理観などを考慮して指名します。なお、監査役候補者の指名を行うにあたって役員指名会議は、監査役会の同意を得ます。

取締役・監査役候補者の指名を行うに際して役員指名会議は、個々の指名について、経歴、兼職の状況、見識および当社において期待される役割などについて取締役会で説明を行います。

#### (4) 取締役会およびこれに付随する機関ならびに監査役会等の活動

##### ◆ 取締役会

取締役会は、独立性の高い社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、当期は13回開催<sup>※</sup>し、議長は取締役会長 中村知美氏が務めました。

※ 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

<当期における主な審議内容>

- ・取締役および監査役候補者ならびにCEOその他の経営陣の決定
- ・自己株式取得に係る事項および自己株式消却の決定
- ・役員報酬制度および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定、役員報酬制度に基づく取締役および執行役員の個人別の報酬等の決定に関する役員報酬会議への委任の決定
- ・電動化戦略をはじめとする中長期の経営課題、IR/SR活動、サステナビリティ委員会およびリスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の報告事項に関する議論
- ・取締役会のモニタリング機能の強化に資する取締役会規程の改定

##### ◆ 取締役会の実効性を高めるための取り組み

当社は、会社役員に対し、経営を監督するうえで必要となる事業活動に関する情報や知識を継続的に提供しています。また、社外役員に対しては、当社の経営理念・企業文化・経営環境などについて継続的に情報提供を行うため、執行部門からの業務報告や事業の理解深化を目的とした国内外の重要拠点への現地視察などの機会を設けるとともに、役員相互での情報共有・意見交換を充実させることなどを行っています。

##### ● 経営懇話会

取締役・監査役（12名）が参加し、経営における重要なテーマについて役員相互で情報共有、意見交換を行うもので、当期は3回開催しました。

<当期における主なディスカッションテーマ>

- ・事業戦略の実現に向けた人事戦略の考え方について
- ・電動化戦略の検討の進捗
- ・当社取締役会の在り方およびガバナンスについて
- ・品質改善の取り組み
- ・取締役会の実効性に関する評価の結果

##### ◆ 役員指名会議<sup>※</sup>

役員指名会議は、独立性の高い社外取締役3名（土井美和子氏、八馬史尚氏および山下茂氏）、社内取締役2名（中村知美氏および大崎篤氏）により構成され、当期は6回開催し、議長は取締役会長 中村知美氏が務めました。

<当期における主な審議内容>

- ・CEO等の後継者計画の検討、役員360度評価の実施、非取締役執行役員を含む役員のスキル・マトリックス等を活用し、CEOを中心とする役員人材を育成
- ・執行役員の業績結果を共有すること等による、役員評価プロセスの透明性向上
- ・当社の役員体制、人事およびその役割分担ならびに重要な連結子会社の役員人事等の答申に関する審議等

※2025年5月20日開催の取締役会において、ガバナンス全般に関する議論を強化することを目的に「ガバナンス・役員指名会議」と改称し、合わせて本会議体の客観性・透明性を高めるために社外監査役1名をオブザーバーメンバーとして追加することを決議いたしました。

##### ◆ 役員報酬会議

役員報酬会議は、独立性の高い社外取締役3名（土井美和子氏、八馬史尚氏および山下茂氏）、社内取締役2名（中村知美氏および大崎篤氏）により構成<sup>※</sup>され、当期は5回開催し、議長は取締役会長 中村知美氏が務めました。

<当期における主な審議内容>

- ・外部調査データを活用した役員報酬水準およびインセンティブ設計などに関する検討
- ・考課に基づいた取締役（社外取締役を除く）および執行役員の個人別業績連動報酬額の決定
- ・譲渡制限付株式報酬に係る個人別基準額等の決定

※2025年5月20日開催の取締役会において、本会議体の客観性・透明性を高めるために社外監査役1名をオブザーバーメンバーとして追加することを決議いたしました。

##### ◆ 監査役会

監査役会は、独立性の高い社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当期は12回開催し、議長は常勤監査役 加藤洋一氏が務めました。

<当期における主な決議・協議内容>

(主な決議事項)	(主な報告・共有事項)
・当期の監査方針、監査計画ならびに監査業務分担	・当社事業所および関係会社往査の結果ならびに所見報告
・株主総会（監査役選任）議案の同意	・常勤監査役から社外監査役への経営会議、事業執行会議等、会社の重要事項に関する情報共有
・監査報告書の作成	・予防的監査の視点から社内や業界において発生するリスクマネジメント上配慮すべき事案に関する担当部門からの状況報告
・会計監査人の評価および選解任	
・会計監査人の監査報酬の同意	

なお、監査役会で提起された個別意見については、関連役員等に対して適宜提示し、適切な執行判断を形成する一助としております。

#### (5) 社外役員に関する事項

地位	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	土井 美和子	取締役会13回のうち13回に出席しました（出席率100％）。主に情報技術分野の研究・責任者としての豊富な経験と卓越した実績を有していることから、その高度な専門性と知識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。特に当期は、技術開発・ITリスクに関して建設的な発言を行いました。また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外取締役	八馬 史尚	取締役会13回のうち13回に出席しました（出席率100％）。主に食品業界の製造販売企業の代表取締役社長としてコーポレートガバナンスの強化や経営改革の推進を図るなど、監督と執行の両面から企業経営に携わった経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備えていることから、その豊富な経験と見識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。特に当期は、グローバルガバナンスに関して建設的な発言を行いました。また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外取締役	山下 茂	2024年6月19日の就任以降、取締役会10回のうち10回に出席しました（出席率100％）。主に育児・介護用品の製造販売企業の代表取締役社長としてコーポレートガバナンスの強化や経営改革の推進を図るなど、監督と執行の両面から企業経営に携わった経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備えていることから、その豊富な経験と見識に基づき発言を行うなど、当社経営に対する的確な助言者としての役割を果たしました。特に当期は、安全・企業風土に関する発言を行いました。また、役員指名会議および役員報酬会議の委員を務めました。
社外監査役	古澤 ゆり	取締役会13回のうち13回に出席し（出席率100％）、また監査役会12回のうち12回に出席しました（出席率100％）。国土交通省において要職を歴任し、内閣の機関では、働き方改革・女性活躍・ダイバーシティ推進にも携わり、また、民間企業での海外事業展開も経験しており、その幅広い視野と高い見識から適宜発言を行いました。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会などにオブザーバー出席し、客観的・中立的立場から業務執行のモニタリングを行いました。
社外監査役	榎田 恭正	取締役会13回のうち13回に出席し（出席率100％）、また監査役会12回のうち12回に出席しました（出席率100％）。上場企業のCFOなどを歴任し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備え、なかでも企業活動における財務・会計に関する十分な知見から適宜発言を行いました。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会などにオブザーバー出席し、客観的・中立的立場から業務執行のモニタリングを行いました。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（当会社またはその子会社の業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）および監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額としています。

#### (7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および連結子会社である北陸スバル自動車株式会社の取締役、監査役、執行役員、外部法人への派遣役員および会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用などの損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は当社および北陸スバル自動車株式会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### (8) 取締役会の実効性に関する評価の結果

取締役会は、「コーポレートガバナンスガイドライン」第23条に則り、取締役会の実効性に関し、毎年、分析・評価を行い、洗い出された課題に対する改善策を検討・実施する取り組みをしております。

当期は、この取り組みを取締役会の機能発揮によりつなげていくことを目指し、前期までに認識した課題への取り組み状況の確認に加え、アンケートの評価項目の再整理および取締役へのインタビューを行い、課題認識における相違の理由や背景の把握・分析を実施いたしました。

#### ① 評価および分析の方法

I. 実施時期：2024年12月～2025年2月

II. 実施方法：第三者機関作成のアンケート（自己評価方式）への回答およびインタビュー

● アンケート回答者：取締役（8名）および監査役（4名）（計12名）

● インタビュー対象者：取締役会議長、代表取締役社長、代表取締役副社長、社外取締役（3名）（計6名）

III. 実施要領

● 第三者機関が取締役および監査役に対し、無記名式による自己評価アンケートを実施

● 第三者機関が取締役会議長、代表取締役社長、代表取締役副社長、社外取締役に対してインタビューを実施

● 第三者機関がアンケートおよびインタビュー結果を集計・分析

● 第三者機関より受領した報告書を経営懇話会および取締役会で検証・議論

IV. アンケートによる評価項目

① 取締役会の役割・機能	⑥ 取締役会のリスクマネジメント・内部統制
② 取締役会の構成	⑦ 役員指名会議・役員報酬会議の運営
③ 取締役会の運営	⑧ 株主との対話
④ 取締役会に対する支援体制	⑨ 取締役会の継続的な改善
⑤ 取締役会の風土・コミュニケーション	

評価項目に付随する各質問に対して4段階の自己評価を行うとともに、当社取締役会の特徴および当社取締役会の実効性をさらに高めるために必要な点などについて回答者自身の考えを自由に記入し、第三者機関に直接提出いたしました。

## ②評価結果

当社取締役会は、第三者機関から集計・分析結果の報告を受け、以下の通り議論・確認を行いました。

### I. 総評

当社の取締役会の実効性は、概ね確保されていることが確認されました。

### II. 当社取締役会の特徴

項目	概要
自由闊達な議論が交わされ風通しのよい取締役会	社内外問わずメンバーが互いをリスペクトし、心理的安全性が高い中で建設的かつ透明性のある議論ができる風土がある。
株主との対話に対する意識が高い取締役会	株主・投資家との対話内容は、定期的に取り締役にフィードバックされ、さらなる充実化に向けての議論が継続的に行われている。

### III. 前期に掲げた課題に対する対応状況

項目	概要
社外取締役支援体制のさらなる強化（改善がみられる）	社外取締役の事業理解深化を目的とした重要拠点や市場動向の把握を目的とした現地視察機会および、執行トップや監査役との対話機会の拡充を図った。
中長期戦略に関わる重点アジェンダおよびモニタリングの在り方に関する認識合わせ（改善途上）	ガバナンスについての本質的な議論をより深めるなど、経営懇話会をより一層機動的に活用することで、充実した議論がなされた。経営戦略の進捗状況に応じたアジェンダ設定などさらに改善を図る。
役員指名会議のさらなる機能強化（改善途上）	CEOを中心とした役員育成・選抜プロセスのさらなる進化に向けた議論を行うとともに、個体名を含めた具体的な評価に対する議論も始まり着実に進化している。CEOのみならず経営トップ層、次世代の経営層まで含めた育成計画に関する全体像の可視化が今後の検討課題。

### IV. 当社取締役会の実効性のさらなる向上にむけた経営懇話会での議論の概要

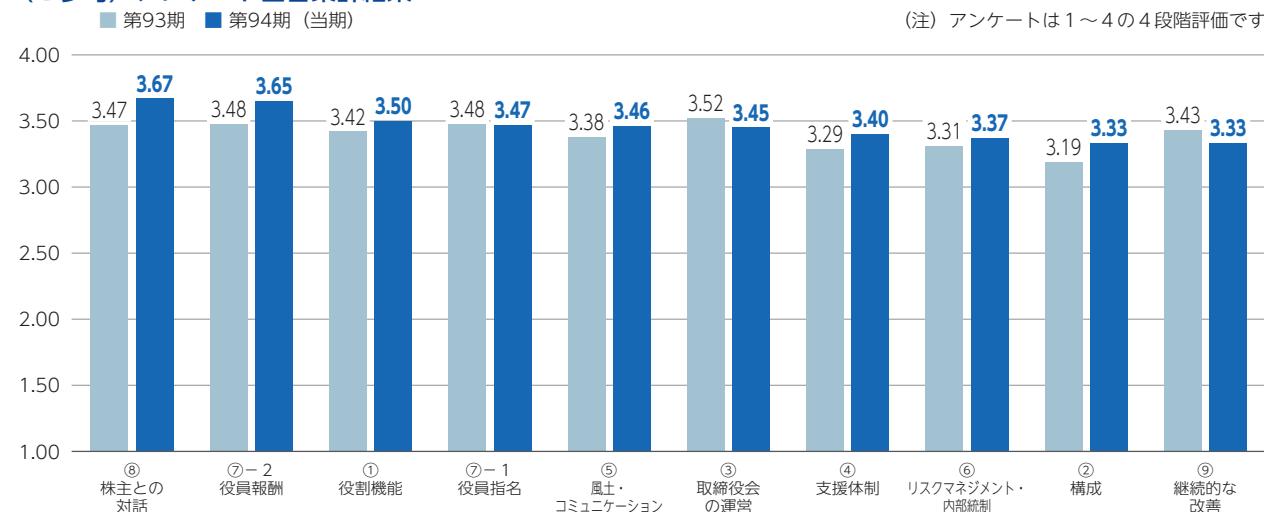
第三者機関による評価結果とそこで示された課題について、経営懇話会において以下のような論点を中心に議論を行いました。

項目	概要
不透明な事業環境下において取締役会が果たすべき役割	当社は、「100年に一度の大変革期」とも言われる不透明な事業環境を乗り越え、将来にわたって勝ち残っていくために「『モノづくり』と『価値づくり』で世界最先端を狙う」と掲げて、経営・事業戦略を推進している。取締役会には、執行側の戦略遂行を適切にモニタリングし、リスクに対して的確な判断を下すことが求められており、議論時間の拡充など会議運営の改善が必要である。
各会議体の役割の明確化と議論の充実	限られた機会を有効に活用して議論時間を拡充するためには「取締役会本体」「役員指名会議」「役員報酬会議」および「経営懇話会などのオフサイトミーティング」の役割を再定義し、その目的に沿った会議運営に変えること、社外役員向けを中心に議論の基盤となる経営情報の共有をさらに拡充していくことが必要である。
グループ全体におけるモニタリング態勢のさらなる強化	グループ全体を俯瞰したマネジメント体制・モニタリング態勢の強化に向けた検討機会の拡充を図る。

## (ご参考) アンケート質問項目

評価項目	
① 取締役会の役割・機能	取締役会の役割・機能の認識
	執行役員への権限委譲
	報告体制
	経営の監督
② 取締役会の構成	取締役会の規模
	取締役会の構成（社内外比）
③ 取締役会の運営	取締役会の構成（多様性・専門性）
	開催頻度・時間・配分
	議題の妥当性
	議題付議のタイミング
	資料の質・量
	資料配布のタイミング
④ 取締役会に対する支援体制	事前説明
	説明・報告の内容
	取締役会の議論
	議長の采配
⑤ 取締役会の風土・コミュニケーション	取締役会の役割・機能の認識
	執行役員への権限委譲
	報告体制
	経営の監督
⑥ 取締役会のリスクマネジメント・内部統制	取締役会の規模
	取締役会の構成（社内外比）
	取締役会の構成（多様性・専門性）
	開催頻度・時間・配分
⑦ 役員指名会議・役員報酬会議の運営	議題の妥当性
	議題付議のタイミング
	資料の質・量
	資料配布のタイミング
⑧ 株主との対話	事前説明
	説明・報告の内容
	取締役会の議論
	議長の采配
⑨ 取締役会の継続的な改善	情報提供の環境・体制
	社外役員への情報提供
	社外役員のトレーニング
	社内役員のトレーニング

## (ご参考) アンケート回答集計結果



※ 当社のコーポレートガバナンスガイドラインは、当社ホームページをご覧ください。  
[https://www.subaru.co.jp/csr/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.subaru.co.jp/csr/pdf/governance_guideline.pdf)

## 5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（2025年3月31日現在）

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役による法令等違反行為の予防措置として、以下の体制を整備する。

- (1) 取締役は、取締役及び監査役が各種会議への出席、りん議書の閲覧、執行役員・使用人からの業務報告を受けること等により、他の取締役の職務執行の監督及び監査役の監査を実効的に行うための体制を整備する。
- (2) コンプライアンスに係る規程を定め、取締役が法令・定款・社内規程等を遵守するための体制を整備する。
- (3) 執行役員・使用人が取締役の職務執行上の法令・定款違反行為等を発見した場合の社内報告体制として内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定める。
- (4) 必要に応じて、取締役を対象とした、外部の専門家によるコンプライアンス等に関する研修を行う。
- (5) 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為等を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告し是正処置を講じる。

### 2. その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、りん議書、その他取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の保存、管理に関して社内規程を定め、その規程及び法令に従い、適切に当該情報の保存及び管理を行う。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクの現実化と拡大を防止するため、リスクマネジメントに係る規程を定めるとともに、各部門の業務に応じて、個別の規程、マニュアル、ガイドライン等を定める。
- ② 事業性のリスクについては取締役及び執行役員が一定の決裁ルールに従い精査し、あわせて、各部門・カンパニーそれぞれによる管理と、経営企画部を中心とした関連部門による全社横断的な管理を行う。
- ③ 全社的な緊急連絡体制を整備し、緊急時における迅速な対応と損失の拡大防止を図る。
- ④ リスクマネジメントの実践を推進するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントに係る重要な事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、取締役の業務執行の権限を執行役員に対し委譲する。COO（COOを選定しない場合にはCEO）は最高執行責任者として、これらの業務執行を統括する。CEOは最高経営責任者として、経営全体を統括する。
- ② 取締役は、各種会議への出席や業務報告を定期的に受けること等を通じて執行役員・使用人の業務執行を監督する。
- ③ 取締役会で審議する案件を、事前に経営会議（取締役会の事前審議機関で全社的経営案件を審議する会議）や執行会議（各執行部門の意思決定機関）にて審議し、問題点を整理することで、取締役会における審議の効率化を図る。
- ④ 取締役会で中長期の経営目標を定め、その共有を図るとともに、その進捗状況を定期的に検証する。
- ⑤ 取締役会は、定期的に取締役会について評価と分析を行い、業務執行にかかる意思決定及び監督の両面において取締役の役割・責務が効率的に果たせるように取り組む。

#### (4) 執行役員・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに係る規程を定め、執行役員・使用人が法令・定款・社内規程等を遵守するための体制を整備する。
- ② コンプライアンスの実践を推進するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る重要な事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う。
- ③ 執行役員・使用人を対象に、計画的にコンプライアンス講習会等の教育を実施し、コンプライアンスの啓発に取り組む。
- ④ 執行役員・使用人が業務上の不正行為等を発見した場合の社内報告体制として、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を定め、不正行為等の早期発見及び是正を図る。
- ⑤ 内部監査部門として、組織上の独立が確保された監査部を設置する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループに属する各子会社の健全な事業運営を通じて、当社グループのブランド価値の向上及び総合力の向上を図るべく、子会社管理に係る規程を定め、同規程に基づき、各子会社の業務又は経営について管理を担当する当社の部署を中心に子会社の管理・支援を行う。

##### ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社から、その経営成績、財務状況その他の重要な事項については、定期的に、及び必要な事項については、随時、報告を受ける体制とする。

##### ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクの現実化と拡大を防止するため、子会社において、その事業内容や規模等に応じて、リスクマネジメントに係る規程、その他の社内規程、マニュアル、ガイドライン等を整備することを推進し、子会社におけるリスクマネジメント体制を構築させる。

##### ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社からその業務内容の報告を受け、重要な事項については、その業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

##### ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、子会社に対して、法令・定款・社内規程等の遵守に関する体制の整備及びその状況に関する定期的な点検や結果の報告を求め、当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会での内容等の確認を実施する。

・当社は、子会社における業務上の不正行為等を発見した場合における報告体制として、当社または子会社の内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び是正を図る。

##### ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

・当社は、内部監査を実施する組織として当社に監査部を設置し、子会社・関連会社の業務監査を定期的に、及び必要な事項については随時、実施する。

・当社は、国内子会社・関連会社の監査役を定期的に招集し、当社監査役を交えて国内子会社・関連会社における監査機能強化のための意見交換等を行う。

・当社は、当社の執行役員・使用人に一部の国内子会社・関連会社の監査役を兼務させ、監査機能の強化を図る。

・外国子会社については、当該国の法令等を遵守させるとともに、実情・国情に応じて、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するため、当社の使用人から1名以上のスタッフを配置する。

(7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 当該補助スタッフが業務執行を行う役職を兼務する場合において、監査役補助業務の遂行については、取締役及び執行部門は干渉しないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、当該補助スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知する。
- ② 当該補助スタッフの人事については監査役会の同意を得て実施する。

(8) 当社及び当社子会社の取締役・執行役員・使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制及び当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役が当社又は子会社の取締役・執行役員・使用人から定期的に職務の執行状況について報告を受けられる体制を整備する。
- ② 当社の監査役が必要に応じ、各事業部門等に関する当社又は子会社の取締役・執行役員・使用人の職務の執行状況について情報を収集することができる体制を整備する。
- ③ 当社又は子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項が生じた場合、当社の監査役へ報告する。
- ④ 当社の監査役は、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要な事項の審議・協議、決定、情報交換・連絡を行う組織であるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の代表取締役、取締役又は会計監査人は、当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役が開催する意見交換会に出席する。
- ⑥ 当社の監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制を整備する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

当社では、CRMO（最高リスク管理責任者）が、リスクマネジメント・コンプライアンス室や法務部などの全社共通部門の専門的見地からの支援を受けつつ、各事業の横串を担う経営企画部や各部門・カンパニーと密接に連携し、企業集団を通じたリスク管理の強化を推進しています。また、監査部が各部門および各子会社の業務遂行について計画的に監査を実施しています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに関する取り組み状況

当社は、当社グループのすべての役員・従業員が法令、定款および社内規程等を遵守し、社会倫理・規範に則した行動を行うため、「コンプライアンスガイドライン」や規程を定め、各種委員会を設置・運営することにより、コンプライアンス体制の維持・強化に取り組んでいます。

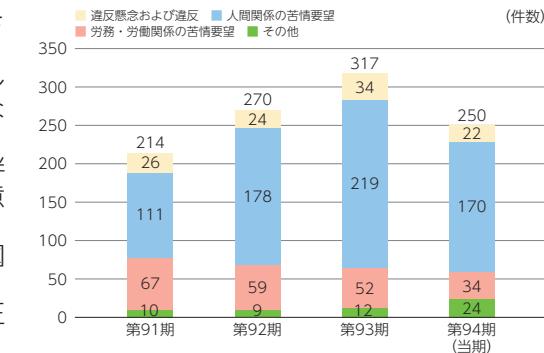
具体的なコンプライアンス推進体制としては、取締役会が選任したCRMO（最高リスク管理責任者）を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、各種方針等の策定、全社コンプライアンス活動の状況、内部通報制度の運用状況など、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定および情報交換・連絡を行っています。また、当社および子会社が設置運営する内部通報制度を積極的かつ適正に運用することで、通常の業務ラインでは捉え切れない問題の早期発見と解決、問題発生自体の牽制を図り、コンプライアンスにおける自浄作用と活動の実効性を高めています。

リスクマネジメント・コンプライアンス室は、これら活動の全社マネジメントを行うとともに、「コンプライアンスマニュアル」などのツールの作成・展開や、関係部署と連携した研修の実施などを通じて、役員を含むグループ全体のコンプライアンス意識の醸成を図っています。

＜コンプライアンス管理体制の強化に関する主な取り組み＞

- ・SUBARU全部門および国内グループ会社における遵守対象法令の明確化：各部門および各社において遵守すべき法令を明確にし、透明性を高めています。
- ・グローバルな法令遵守体制のPDCAサイクルの強化：グループ全体で自律的に法令遵守体制を評価し、効果的なPDCAサイクルを回すための取り組みを行っています。
- ・リテラシー向上：社会的なハラスメント意識の高まりに伴い、継続的な動画研修と議論型の研修を実施し、当事者意識を醸成しています。
- ・内部通報制度の多言語対応と信頼性向上：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語での内部通報窓口を設け、従業員が安心して通報できる環境を整備しています。不正の未然防止や早期発見にも寄与しています。

内部通報制度の相談内容の内訳と推移



2. リスク管理に関する取り組みの状況

当社は、グループ全体のリスクを適切に管理するため、リスクマネジメントに関連する規程類を定めており、事業リスクについては取締役会や各種会議体、決裁ルールに従って取締役および執行役員が内容を精査しています。平時には各部門に本部長クラスのリスク管理責任者を配置し、有事には状況に応じた緊急対策本部体制をとっています。また、取締役会が選任したCRMO（最高リスク管理責任者）を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント方針やリスクマップを策定、それを基にリスク抑制活動を推進しています。また、全社的な緊急連絡体制の整備についても、災害発生時の情報共有に備えて「緊急事態対応基本マニュアル」に基づき「安否確認システム」を整備しています。

＜リスク管理体制の強化に関する主な取り組み＞

- ・2023年8月に発表され、その後2024年5月と11月にアップデートされた「新経営体制における方針」に基づく優先対応課題をアップデートしたリスクマップを羅針盤に、全社リスクマネジメント活動を実施しています。
- ・当社グループの重点リスク低減に向け、リスクオーナー主導のもと「サイバーインシデント訓練」の実施、「関連企業の適正取引」の徹底推進、当社の「自然災害におけるBCP体制」の充実などに取り組み、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会で定期的なフォローを行っています。

- ・各部門でのリスクマネジメント活動の推進実務担当者向けに、リスクマネジメント手法やリテラシー向上のための研修を実施しています。
- ・海外の重要な子会社との連携を一層強化したリスクマネジメント活動を推進しています。

### 3. 職務の執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

当社は、取締役の担当分野、執行役員業務執行責任範囲（執行役員への権限委譲の範囲）、CEOを含むCXO（業務執行統括者）を取締役会で決定し、運用しています。また、取締役と執行役員役割および責任を一層明確化する趣旨で、社長をはじめとする役位の位置付けを、取締役に付するものではなく、執行役員に付するものとして運用しています。

取締役は、各種会議に出席することや執行役員から業務報告を定期的に受けることで業務の状況を監督し、取締役の職務執行の迅速化を図っています。また、取締役会に諮る必要のある重要案件については、経営会議・執行会議で議論を深め、当該案件の論点整理や方向付けをすることなどにより、取締役会において重点的に審議すべき論点を明確にしています。さらに、必要に応じて資料の早期展開と事前説明を行うことで、取締役会における議論の深化と効率化を図っています。

取締役および監査役を対象とした第三者機関作成アンケートによる取締役会の実効性評価・分析を年1回実施し、結果を開示しています。取締役会は、実効性評価での結果を起点に、今後の課題とされた項目を次年度の取締役会のアジェンダに織り込み、ボードメンバーで議論し、課題解消に取り組んでいます。

取締役の職務の執行に係る文書およびその他の情報は、社内規則に則り、適切に保存・管理しています。

### 4. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

当社は、監査・監督機能を強化するために、執行役員や使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させています。当社は、各子会社から定期的および随時に報告を受け、必要に応じて協議し、重大な影響を及ぼす事項は経営会議に報告しています。

また、当社は、子会社管理全社規則に基づき、子会社案件を当社と事前協議を行うべき案件と子会社判断で決議すべき案件に区分しており、子会社から当社への情報伝達ルートも確認しています。さらに、子会社の規程の整備状況も継続的に確認しています。

なお、これらの運用をさらに強化すべく、子会社の会社組織上の管理を、事業運営および経営基盤の構築を支援する事業管理責任部署が、責任をもって主体的に実施する体制としています。

さらに、内部監査全社規則に基づき、当社の内部監査部門が当社および子会社の業務監査を実施し、その監査結果は半期ごとに取締役会で、四半期ごとに全執行役員で構成される合同会議で報告され、必要に応じて是正措置を行っています。

### 5. 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社は、「監査役監査基準」など監査役監査の実効性を確保するための規程や「内部通報制度」などを整備し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事案が生じた場合、監査役が適時適切に取締役および使用人から、情報収集できる体制を整備しています。また、監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性が確保された使用人を配置し社内にて周知することで、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしています。

当社の監査役は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役・執行役員との定例面談および主要な事業所や子会社への往査などを実施し、内部統制システムの整備・運用状況などを確認しています。

さらに内部監査部門、法務部門、リスクマネジメント・コンプライアンス室から、内部通報制度の運用状況を含み、定期報告等を受けるとともに、子会社を管理する担当部署から随時子会社の状況報告を受けております。

また、主要な子会社の監査役との協議会を開催するとともに、会計監査人とは定期的かつ適宜に、また内部監査部門とは随時に、情報・意見交換を行うことで三様監査体制下における緊密な相互連携を図っています。

なお、監査役の職務の執行について生じる費用については、監査役の請求などに従い円滑に処理する体制を整備しています。

## 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	263	2
当社子会社	18	0
合計	281	2

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上表の「当社」区分の「監査証明業務に基づく報酬」の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査の計画日数や人員配置などの内容、前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積り算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当期における当社の非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務です。また、連結子会社の非監査業務の内容は、合意された手続業務です。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には会計監査人を解任するほか、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書

科目	(単位：百万円)	
	(ご参考) 第93期 2024年3月31日現在	第94期 2025年3月31日現在
<b>資産</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び現金同等物	1,048,000	941,460
営業債権及びその他の債権	376,248	411,723
棚卸資産	588,503	667,391
未収法人所得税	12,240	17,633
その他の金融資産	874,651	1,019,469
その他の流動資産	118,791	133,372
小計	3,018,433	3,191,048
売却目的で保有する資産	740	172
<b>流動資産合計</b>	<b>3,019,173</b>	<b>3,191,220</b>
<b>非流動資産</b>		
有形固定資産	969,096	1,061,846
無形資産及びのれん	291,463	316,535
投資不動産	21,766	21,742
持分法で会計処理されている投資	8,165	5,410
その他の金融資産	206,263	145,386
その他の非流動資産	225,597	243,444
繰延税金資産	72,626	102,663
<b>非流動資産合計</b>	<b>1,794,976</b>	<b>1,897,026</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,814,149</b>	<b>5,088,246</b>

科目	(単位：百万円)	
	(ご参考) 第93期 2024年3月31日現在	第94期 2025年3月31日現在
<b>負債及び資本</b>		
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
営業債務及びその他の債務	384,510	425,778
資金調達に係る債務	69,000	47,000
その他の金融負債	68,125	56,747
未払法人所得税	93,085	51,829
引当金	178,850	194,287
その他の流動負債	437,372	486,822
<b>流動負債合計</b>	<b>1,230,942</b>	<b>1,262,463</b>
<b>非流動負債</b>		
資金調達に係る債務	330,500	352,500
その他の金融負債	95,820	105,263
従業員給付	62,498	66,661
引当金	158,305	184,038
その他の非流動負債	370,512	401,473
繰延税金負債	178	140
<b>非流動負債合計</b>	<b>1,017,813</b>	<b>1,110,075</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,248,755</b>	<b>2,372,538</b>
<b>資本</b>		
<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>		
資本金	153,795	153,795
資本剰余金	160,031	160,430
自己株式	△4,616	△4,649
利益剰余金	1,906,933	2,106,478
その他の資本の構成要素	347,061	298,463
<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>2,563,204</b>	<b>2,714,517</b>
<b>非支配持分</b>	<b>2,190</b>	<b>1,191</b>
<b>資本合計</b>	<b>2,565,394</b>	<b>2,715,708</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>4,814,149</b>	<b>5,088,246</b>

### 連結損益計算書

科目	(単位：百万円)	
	(ご参考) 第93期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第94期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
<b>売上収益</b>	<b>4,702,947</b>	<b>4,685,763</b>
<b>売上原価</b>	<b>△3,710,521</b>	<b>△3,705,419</b>
<b>売上総利益</b>	<b>992,426</b>	<b>980,344</b>
販売費及び一般管理費	△396,864	△420,738
研究開発費	△113,508	△142,448
その他の収益	4,835	4,526
その他の費用	△17,792	△16,386
持分法による投資損益	△899	10
<b>営業利益</b>	<b>468,198</b>	<b>405,308</b>
金融収益	80,406	89,969
金融費用	△16,030	△46,770
税引前利益	532,574	448,507
法人所得税費用	△148,004	△110,355
<b>当期利益</b>	<b>384,570</b>	<b>338,152</b>
<b>当期利益の帰属</b>		
親会社の所有者	385,084	338,062
非支配持分	△514	90
当期利益	384,570	338,152
<b>1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益</b>		
基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 (円)	509.20	458.03
希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 (円)	509.18	458.00

## 連結注記表

### 連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	合計		
期首残高	153,795	160,031	△4,616	1,906,933	347,061	2,563,204	2,190	2,565,394
包括利益								
当期利益	-	-	-	338,062	-	338,062	90	338,152
その他の包括利益 (税引後)	-	-	-	-	△48,705	△48,705	-	△48,705
当期包括利益合計	-	-	-	338,062	△48,705	289,357	90	289,447
利益剰余金への振替	-	-	-	△107	107	-	-	-
所有者との取引等								
剰余金の配当	-	-	-	△78,736	-	△78,736	-	△78,736
自己株式の取得	-	-	△60,003	-	-	△60,003	-	△60,003
自己株式の処分	-	21	275	-	-	296	-	296
自己株式の消却	-	△59,695	59,695	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	59,674	-	△59,674	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	399	-	-	-	399	△1,089	△690
所有者との取引等合計	-	399	△33	△138,410	-	△138,044	△1,089	△139,133
期末残高	153,795	160,430	△4,649	2,106,478	298,463	2,714,517	1,191	2,715,708

(連結計算書類作成のための基本となる重要性のある事項)

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

#### 2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

##### (1) 連結子会社 71社

国内 49社……富士機械株式会社、株式会社イチタン、東京スバル株式会社、他46社  
海外 22社……スバル USA ホールディングス インク、スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク、スバル オブ アメリカ インク、他19社

##### (2) 持分法適用会社 6社

国内 4社……西野機械工業株式会社、他3社  
海外 2社……スバル オブ タイワン LTD.、他1社

#### 3. 連結の範囲および持分法適用の異動状況

##### (1) 連結子会社

(新規) -

(除外) 株式会社スバル I T クリエーションズ、Subaru Research & Development, Inc.

##### (2) 持分法適用会社

(新規) -

(除外) 株式会社九州イチタン、富士機械テクノ株式会社、他1社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融商品

##### ①金融資産の評価基準および評価方法

##### (i) 当初認識時点および測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

営業債権は発生日に当初認識しています。その他のすべての金融資産は、当社グループが金融商品の契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合は公正価値で当初測定し、それ以外の区分に分類される場合は、個々の金融商品ごとに公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しています。なお、重要な金融要素を含まない営業債権につきましては、取引価格で当初測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

負債性金融商品への投資は、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

資本性金融商品を除く金融資産で、上記の測定区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

資本性金融商品については、売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。当該指定がされなかった資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

## (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しています。

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。

また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、純損益に認識される利息収益、為替差損益及び減損を除き、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。認識の中止時の利得または損失は純損益に認識します。

一方、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。

## (iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、リース債権及び契約資産等に係る減損については、当該金融資産、リース債権及び契約資産等に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。また、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

ただし、営業債権、リース債権及び契約資産については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

- ・貨幣の時間価値

- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益で認識しています。

減損損失認識後に、予想信用損失の測定金額が減少した場合には、当該減少額を純損益として戻入れています。

## (iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または金融資産を譲渡し、かつ、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。

## ②金融負債

### (i) 当初認識および測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。金融負債は、当社グループが契約当事者となった時点で当初認識しています。

すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、デリバティブを含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しています。

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融損益の一部として当期の純損益として認識しています。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

③デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、認識されている金融資産と負債および将来の取引に関するキャッシュ・フローを固定するため、先物為替予約を利用しています。また、借入金に係る支払金利に関するキャッシュ・フローを固定するため、金利スワップ取引を利用しています。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として移動平均法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費および現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法および減価償却の方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用および資産計上すべき借入費用が含まれています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主に定額法で計上しています。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～20年
- ・工具器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産の評価基準、評価方法および償却方法

①のれん

当社グループはのれんを、取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は純損益において認識され、その後の戻入れは行っていません。また、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

②開発資産

新しい科学的または技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用認識しています。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図およびそのための十分な資質を有している場合にのみ、無形資産として資産認識しています。

開発資産の見積耐用年数は以下の通りです。定額法で償却しています。

- ・開発資産 2～5年

③その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、当初認識時に取得原価で計上しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) リース資産の評価基準、評価方法および減価償却の方法

リース契約開始時に、当社グループは、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを判断しています。

契約により、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいることとなります。契約により特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを判定する際に、当社グループはIFRS第16号のリースの定義を用いています。

<当社グループが借手のリース>

リース開始日において使用権資産及びリース負債を認識しています。

使用権資産は開始日において取得原価で測定しています。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合または、使用権資産の取得原価が借手の購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の見積耐用年数の終了時まで減価償却しています。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の見積耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しています。

リース負債は、開始日において同日現在支払われていないリース料の現在価値で測定しています。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映させ帳簿価額を増減しています。リース負債を見直した場合または独立したリースとして会計処理することが要求されないリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正するか純損益に認識しています。

なお、短期リース及び少額資産のリースについては、IFRS第16号第5項、第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しています。

#### <当社グループが貸手のリース>

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースに係る顧客からの受取債権は、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割引いた現在価値で当初認識し、連結財政状態計算書上の営業債権及びその他の債権に含めています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料を売上収益として、リース期間にわたって認識しています。

#### (6) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入またはキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目の見積耐用年数は以下の通りです。

・建物及び構築物 2～50年

#### (7) 減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれんおよび未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成していません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入れしていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れしています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として回収可能価額まで戻入れしています。

#### (8) 従業員給付

##### ①短期従業員給付

給与、賞与及び年次有給休暇などの短期従業員給付については、勤務の対価として支払うと見込まれる金額を、従業員が勤務を提供した時に費用として認識しています。

##### ②退職給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度と確定給付制度を運営しています。

##### (a) 確定拠出制度

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しています。

##### (b) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度として、退職一時金制度および確定給付年金制度を採用しています。当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき決定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しています。また、確定給付制度に係る負債または資産の純額に係る純利息費用は、金融費用として計上しています。確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値の再測定に伴う調整額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。過去勤務費用は以下のいずれか早い時点で費用として認識しています。

(i) 制度改訂または縮小が発生した時点

(ii) 関連するリストラクチャリング費用を認識する時点

(9) 収益

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めていません。

収益は、顧客との契約における履行義務の充足にしたがい、一時点または一定期間にわたり認識しています。

新車販売については、新車の引渡時点において顧客が当該車両に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該車両の引渡時点で収益を認識しています。

なお、自動車事業では、製品に関して通常の瑕疵担保に加えて、オプションの保証延長サービスを有償で提供しています。当該保証延長サービスの収益は、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しています。

②ファイナンス・リースの収益

当社グループが製造業者または販売業者としての貸手となる場合は、製品の販売とみなされる部分について売上収益と対応する原価、販売損益をリース開始日に認識しています。

ファイナンス・リースに係る金融収益は、当社グループの正味リース投資未回収額に対して一定の期間利益率を反映する方法で認識しています。

③オペレーティング・リースの収益

オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたって定額法により認識しています。

④利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しています。

⑤配当金

配当による収益は、配当を受ける権利が確定した時点で認識しています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。なお、貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

①資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を認識しています。

②製品保証引当金

当社グループは、製品販売時に付与した保証約款に基づく製品保証とともに、主務官庁への届出等に基づいて個別に無償の補修を行っています。

保証約款に基づく製品保証の対象は、各国における保証約款に基づき、期間および走行距離や不具合の原因等により決定しています。

保証約款に基づく製品保証の保証修理費用は、製品を販売した時点で引当金を認識しており、保証期間内に不具合が発生して部品を修理または交換する際に発生する費用の総額について、過去の補修実績、過去の売上台数を基礎として将来の発生見込みに基づく最善の見積りにより引当計上しています。

主務官庁への届出等に基づく保証修理費用については、経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積ることができる場合に引当金を認識しており、製品の不具合に関する過去の経験を基礎として算定した台当たり補修費用等および対象台数に基づく最善の見積りにより引当計上しています。

③工事損失引当金

航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を認識しています。

④自動車環境規制関連引当金

環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当連結会計年度末における発生見込額を計上しています。

(11) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しています。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

自動車セグメントは自動車の製造・販売・メンテナンス等のサービスを主な事業としています。

車両の販売については、多くの場合、製品の引き渡し時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引き渡し時点で収益を認識しています。メンテナンスなどのサービス収入は、一定期間にわたって収益として認識しています。製品の販売に係る対価の支払は、通常、製品に対する支配が顧客に移転してから30日以内に行われています。

なお、製品の販売における顧客との契約には製品が合意された仕様に従っていることを保証する条項が含まれており、当社グループは、この保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しています。製品保証引当金の詳細につきましては、「(連結計算書類作成のための基本となる重要性のある事項) 4. 会計方針に関する事項(10) 引当金 ②製品保証引当金」をご参照ください。

航空宇宙セグメントでは請負契約を顧客と締結しています。請負契約の工事に係る収益については、履行義務の進捗に応じて収益認識しています。進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法などにより行っています。請負契約に係る対価の支払は、通常、顧客との契約に基づき段階的に行われています。

当社グループの事業セグメントは、自動車、航空宇宙およびその他の3つに区分されています。また、売上収益は顧客の所在地を基礎として、地域別に分解しています。これらの分解した売上収益と各セグメントの売上収益との関係は以下の通りです。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	(単位：百万円)			
	自動車	航空宇宙	その他(注3)	合計
顧客との契約から生じる収益				
日本	579,354	61,869	1,657	642,880
北米	3,655,693	49,714	53	3,705,460
欧州	98,230	1	—	98,231
アジア	36,692	—	9	36,701
その他	188,593	—	15	188,608
合計	4,558,562	111,584	1,734	4,671,880
その他の源泉から認識した収益(注2)	10,473	—	3,410	13,883
合計	4,569,035	111,584	5,144	4,685,763

(注) 1. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

2. その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」にしたがい会計処理している製品のリース収益などが含まれています。

3. その他セグメントには、不動産賃貸事業などが含まれています。

(2) 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債は、以下の通りです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
営業債権及びその他の債権に含まれる債権	133,489
営業債権及びその他の債権に含まれる契約資産	26,844
その他の流動負債に含まれる契約負債	191,629
その他の非流動負債に含まれる契約負債	346,996

契約資産は主に、航空宇宙事業における航空機製作および定期修理等の契約について、進捗度の測定に基づいて認識した当社グループの権利に関連するものであり、当該工事の納品がすべて完了した時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、自動車事業の有償保証延長サービス等の前受対価、および航空宇宙事業の航空機製作や定期修理等の完了時に収益を認識する契約に関連するものです。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、135,938百万円です。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間別の内訳は、以下の通りです。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

また、実務上の便法として、当初予想契約期間が1年を超えない取引については、以下の金額に含めていません。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
1年以内	305,261
1年超	827,459
合計	1,132,720

(4) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識すべき重要な契約獲得の増分コストおよび契約を履行するためのコストはありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産 102,663百万円

繰延税金資産は将来減算一時差異等を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

製品保証引当金 239,503百万円

製品保証引当金の算定方法、および算定に用いた主要な仮定は、（連結計算書類作成のための基本となる重要性のある事項）4. 会計方針に関する事項 (10)引当金 ②製品保証引当金に記載しています。

発生が見込まれる保証修理費用について、現在入手可能な情報に基づき必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、製品保証引当金の計算では将来複数年にわたり生じる保証修理費用を予測しているため、実際の保証修理費用が見積りと乖離することにより、製品保証引当金を追加計上する必要が生じる可能性があることから、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書関係)

1. 資産に係る引当金は以下の通りです。

営業債権及びその他の債権から控除した損失評価引当金 351百万円  
その他の金融資産（非流動）から控除した損失評価引当金 401百万円

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額および減損損失累計額 1,529,700百万円

3. 有形固定資産の連結財政状態計算書計上額は、国庫補助金などによる圧縮記帳額6,897百万円を直接控除して表示しています。

4. 担保に供している資産ならびに担保付債務

(1) 担保資産  
有形固定資産 4,718百万円  
(2) 担保付債務  
その他の非流動負債 1,500百万円

5. 偶発債務

(1) 連結会社以外の者の、金融機関からの借入金等に対する保証債務  
スバル カナダ インクの取引先 27,652百万円  
従業員 1,714百万円  
合計 29,366百万円

(2) その他の偶発債務

2016年5月4日のタカタ株式会社（現・TKJP株式会社）の米国子会社とNHTSA（米国運輸省道路交通安全局）との修正合意内容、2016年5月27日の国土交通省の「タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの拡大スケジュールについて」およびこれら両当局からの要請を踏まえたその他地域（中国及び豪州他）における対応方針に基づいたタカタ製エアバッグインフレーターに関する市場措置範囲拡大に伴う費用について、金額を合理的に見積ることができる費用については計上しています。しかしながら、今後新たな事象の発生などにより追加的な計上が必要となる可能性があります。

6. 連結子会社（スバルファイナンス株式会社）における、当座貸越契約および貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次の通りです。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	5,300百万円
貸出実行残高	1,605百万円
差引額	3,695百万円

7. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金（流動負債の引当金）は、相殺せずに両建てで表示しています。

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金（流動負債の引当金）に対応する額は5,438百万円（すべて仕掛品）です。

(連結持分変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	753,901,573	-	20,844,100	733,057,473
自己株式				
普通株式(注2)	2,107,449	20,845,711	20,929,682	2,023,478

- (注) 1. 発行済株式の減少株式数20,844,100株は、保有自己株式の消却によるものです。  
2. 自己株式の増加株式数20,845,711株は、主に自己株式の取得によるものです。  
自己株式の減少株式数20,929,682株は、主に自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 第93期 定時株主総会	普通株式	43,627	58.0	2024年3月31日	2024年6月20日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	35,109	48.0	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 2024年6月19日第93期定時株主総会決議の1株当たり配当額には、記念配当10円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 第94期 定時株主総会	普通株式	49,006	利益剰余金	67.0	2025年3月31日	2025年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) リスク管理に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けています。事業活動の過程で保有するまたは引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされています。リスクには、①信用リスク、②市場リスクおよび③流動性リスクが含まれています。当社グループは、社内での管理体制の構築や金融商品を用いてグループの財政状態および業績に与える影響を最小限にする危機管理を実行しています。具体的には、当社グループは以下の方法に従って管理をしています。

(2) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失が発生するリスクです。当社グループの営業債権、リース債権、契約資産及びその他の債権は、顧客および取引先の信用リスクにさらされています。また、主に剰余金の運用のため保有している債券などは、発行体の信用リスクにさらされています。さらに、当社グループが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引、および銀行取引については、これらの取引の相手方である金融機関の信用リスクにさらされています。

(3) 市場リスク

当社グループでは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、半年を限度として外貨建ての営業債権と営業債務をネットしたポジションに対して先物為替予約取引などを行っています。

(4) 流動性リスク

当社グループは、事業資金を金融機関からの借入金及び社債により調達しています。このため、金融システム・金融資本市場の混乱や、格付け会社による当社グループの信用格付けの大幅な引き下げなどの事態が生じた場合には、資金調達が制約され、支払期日に支払を実行できなくなる可能性があります。

当社は、流動性・安定性の確保のために、十分な規模の現金及び現金同等物を保有することに加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を満たす流動性を保持することに努めています。

2. 金融商品の公正価値などに関する事項

2025年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値については、以下の通りです。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
営業債権及びその他の債権		
営業貸付金	182,682	184,358
リース債権	11,167	11,969
売掛金、未収入金等（注1）	217,874	—
その他の金融資産		
公正価値で測定する負債性金融商品	284,238	284,238
資本性金融商品	175,566	175,566
デリバティブ	2,746	2,746
その他（注1、4）	702,305	—
資金調達に係る債務		
借入金	296,500	289,687
社債	103,000	98,280
営業債務及びその他の債務（注1）	425,778	—
その他の金融負債		
デリバティブ	44	44
その他（注1、3）	31,122	—

- (注) 1. 帳簿価額と公正価値が近似していることから、公正価値の開示を省略しています。  
 2. 現金及び現金同等物については帳簿価額と公正価値が近似しているため表に含まれていません。  
 3. リース負債（連結財政状態計算書計上額130,844百万円）は含まれていません。  
 4. その他の金融資産に含まれる「その他」の主な内訳は定期預金です。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳などに関する事項

(1) 公正価値の算定に用いた評価技法

当社グループは金融商品の公正価値の測定に使われる評価手法におけるインプットを次の3つのレベルに順位付けしています。

レベル1 測定日現在において入手しうる同一の資産または負債の活発な市場における公表価格

レベル2 レベル1に分類される公表価格以外で、当該資産または負債について、直接または間接的に市場で観察可能なインプット

レベル3 当該資産または負債について、市場で観察不能なインプット

(2) 金融商品の公正価値の測定方法および前提条件

資産及び負債の公正価値は、関連市場情報および適切な評価方法を使用して決定しています。

資産及び負債の公正価値の測定方法および前提条件は、以下の通りです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権ならびに、営業債務及びその他の債務は償却原価で測定しています。ただし、そのうちリース債権はIFRS第16号「リース」にしたがい、測定しています。

営業貸付金及びリース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて算定しています。従って、信用リスクが観察不能であるため、公正価値の測定はレベル3に分類しています。

営業貸付金、リース債権以外の金融商品の公正価値は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似しています。

(その他の負債性金融商品)

負債性金融商品（公正価値で測定する金融資産）は、主に国債、社債、投資信託および投資事業組合への出資金などで構成されています。

活発な市場のある国債および投資信託の公正価値は、市場における公正価値に基づいて測定しています。従って、国債および投資信託の公正価値の測定はレベル1に分類しています。

社債などの公正価値は金融機関などの価格決定モデルに基づき、信用格付けや割引率などの市場で観察可能なインプットを用いて測定しています。従って、社債などの公正価値の測定はレベル2に分類しています。

投資事業組合への出資金の公正価値は、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額で測定しています。従って、投資事業組合への出資金の公正価値の測定は、観察不能なインプットを用いているため、レベル3に分類しています。

その他の負債性金融商品はその他の金融資産（流動）またはその他の金融資産（非流動）に計上しています。

(資本性金融商品)

資本性金融商品は、主に株式で構成されています。

活発な市場のある資本性金融商品の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しています。

従って、活発な市場のある資本性金融商品の公正価値の測定はレベル1に分類しています。

活発な市場のない資本性金融商品の公正価値は、原則として、類似企業比較法またはその他の適切な評価方法を用いて測定しています。従って、活発な市場のない資本性金融商品の公正価値の測定はレベル3に分類しています。

資本性金融商品はその他の金融資産（流動）またはその他の金融資産（非流動）に計上しています。当該公正価値は、適切な権限者に承認された連結決算方針書にしたがい、当社グループの経理部門担当者などが評価方法を決定し、測定しています。

(資金調達に係る債務)

資金調達に係る債務は償却原価で測定しています。資金調達に係る債務の公正価値は、条件および残存期間の類似する債務に対し適用される現在入手可能な利率を使用し、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって測定しています。従って、資金調達に係る債務の公正価値の測定はレベル2に分類しています。

(デリバティブ)

デリバティブは、先物為替予約および金利スワップから構成されています。公正価値は、取引先金融機関から提示された価格や為替レートなどの観察可能なインプットに基づいて測定しています。したがって、デリバティブの公正価値の測定はレベル2に分類しています。デリバティブはその他の金融資産（流動）またはその他の金融負債（流動）に計上しています。

(その他の金融負債)

デリバティブ以外のその他の金融負債には、主に有償支給に係る負債が含まれています。有償支給に係る負債は償却原価で測定し、リース負債はIFRS第16号「リース」にしたがい、測定しています。その他の金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似しています。

(3) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債  
当連結会計年度における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債は、以下の通りです。

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	-	2,746	-	2,746
負債性金融商品	45,176	82	3,018	48,276
小計	45,176	2,828	3,018	51,022
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	166,976	-	8,590	175,566
負債性金融商品	96,018	139,944	-	235,962
小計	262,994	139,944	8,590	411,528
合計	308,170	142,772	11,608	462,550
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	44	-	44
合計	-	44	-	44

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しています。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

## (4) レベル3に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	資本性金融商品	負債性金融商品
期首残高	7,482	2,190
利得または損失		
純損益	—	47
その他の包括利益	1,108	—
購入	—	781
売却	—	—
為替換算差額	—	—
期末残高	8,590	3,018
純損益に含まれる報告期間の末日に保有する資産に係る未実現損益	—	223

- (注) 1. 当連結会計年度の純損益に含まれる利得または損失は、連結損益計算書の金融収益及び金融費用に含まれています。
2. 当連結会計年度のその他の包括利益に含まれる利得または損失は、連結包括利益計算書のその他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額に含まれています。
3. 当連結会計年度の負債性金融商品の純損益に含まれる報告期間の末日に保有する資産に係る未実現損益は、連結損益計算書の「金融収益」に含まれています。

## (5) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度における公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融資産及び金融負債は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
営業債権及びその他の債権		
営業貸付金	182,682	184,358
リース債権	11,167	11,969
売掛金、未収入金等(注1)	217,874	—
その他の金融資産(注1、2)	702,305	—
資金調達に係る債務		
借入金	296,500	289,687
社債	103,000	98,280
営業債務及びその他の債務(注1)	425,778	—
その他の金融負債(注1、3)	31,122	—

- (注) 1. 帳簿価額と公正価値が近似していることから、公正価値の開示を省略しています。
2. 「(3) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債」において開示されている項目は含まれていません。
3. その他の金融負債にはデリバティブ44百万円およびリース負債130,844百万円は含まれていません。
4. 現金及び現金同等物については帳簿価額と公正価値が近似しているため表に含まれていません。

(投資不動産関係)

1. 投資不動産の概要

当社および一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
21,742	38,819

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

2. 公正価値は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）です。それ以外の物件については主に路線価に基づいて自社で算定した金額です。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	3,713円26銭
2. 1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	
基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	458円03銭
希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	458円00銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第93期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第94期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	532,574	448,507
減価償却費及び償却費	217,780	232,541
持分法による投資損益 (△は益)	899	△10
金融収益	△80,406	△89,969
金融費用	16,030	46,770
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△7,320	△31,045
棚卸資産の増減額 (△は増加)	51,811	△92,481
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△8,232	19,792
引当金及び従業員給付に係る負債の増減額 (△は減少)	92,533	45,934
その他	14,787	24,117
小計	830,456	604,156
利息の受取額	45,171	59,296
配当金の受取額	5,162	6,483
利息の支払額	△2,654	△4,605
法人所得税の支払額	△110,470	△173,194
営業活動によるキャッシュ・フロー	767,665	492,136
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△366,096	△124,308
有形固定資産の取得による支出	△188,147	△170,861
有形固定資産の売却による収入	2,845	2,175
無形資産の取得及び内部開発に関わる支出	△111,731	△94,427
有価証券の取得による支出	△154,821	△161,061
有価証券の売却による収入	127,817	137,594
貸付けによる支出	△184,150	△179,664
貸付金の回収による収入	173,849	189,054
その他	△3,265	△2,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	△703,699	△404,077
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△201	—
長期借入金の返済による支出	△45,402	△59,000
長期借入れによる収入	119,500	59,000
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
社債の発行による収入	23,000	10,000
リース負債の返済による支出	△42,719	△47,929
非支配持分からの子会社持分取得による支出	△5,327	△690
自己株式の取得による支出	△40,006	△60,003
親会社の所有者への配当金の支払額	△65,203	△78,642
その他	△111	△56
財務活動によるキャッシュ・フロー	△66,469	△187,320
現金及び現金同等物の為替変動の影響額	70,974	△7,279
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	68,471	△106,540
現金及び現金同等物の期首残高	979,529	1,048,000
現金及び現金同等物の期末残高	1,048,000	941,460

## 計算書類

### 貸借対照表

科目	(ご参考) 第93期	第94期
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>2,114,708</b>	<b>2,221,368</b>
現金及び預金	1,460,213	1,427,544
売掛金	244,138	301,605
有価証券	—	19,987
商品及び製品	56,805	59,896
仕掛品	68,146	75,628
原材料及び貯蔵品	61,492	75,418
前渡金	43,335	51,974
前払費用	6,002	8,823
関係会社短期貸付金	46,622	55,835
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	14,000	9,000
預け金	24,625	26,506
未収入金	45,510	53,639
その他	43,820	55,513
<b>固定資産</b>	<b>1,008,409</b>	<b>1,068,687</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>422,325</b>	<b>503,036</b>
建物（純額）	150,944	181,334
構築物（純額）	20,934	22,323
機械及び装置（純額）	106,426	126,208
車両運搬具（純額）	3,484	3,890
工具、器具及び備品（純額）	12,870	12,220
土地	78,493	83,028
建設仮勘定	41,530	61,016
その他（純額）	7,644	13,017
<b>(無形固定資産)</b>	<b>114,059</b>	<b>119,960</b>
ソフトウェア	43,806	43,017
その他	70,253	76,943
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>472,025</b>	<b>445,691</b>
投資有価証券	6,390	8,692
関係会社株式	320,960	263,951
関係会社出資金	9,027	8,723
長期貸付金	2	2
関係会社長期貸付金	53,300	49,500
破産更生債権等	0	0
前払年金費用	4,023	3,192
繰延税金資産	70,697	101,340
その他	9,457	10,296
貸倒引当金	△5	△5
投資損失引当金	△1,826	—
<b>資産合計</b>	<b>3,123,117</b>	<b>3,290,055</b>

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第93期	第94期
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>1,241,587</b>	<b>1,207,056</b>
支払手形	373	316
買掛金	208,727	260,430
電子記録債務	27,759	37,323
1年内返済予定の長期借入金	59,000	37,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	1,758	3,199
未払金	27,429	40,322
未払費用	58,105	77,960
未払法人税等	80,549	30,201
前受金	44,159	45,432
預り金	565,992	500,907
賞与引当金	19,321	22,206
製品保証引当金	95,028	92,864
自動車環境規制関連引当金	18,671	14,424
工事損失引当金	8,588	22,629
環境対策引当金	—	17
その他	16,128	11,826
<b>固定負債</b>	<b>481,135</b>	<b>532,303</b>
社債	93,000	93,000
長期借入金	237,500	259,500
リース債務	5,393	9,314
製品保証引当金	121,634	123,426
自動車環境規制関連引当金	21,811	45,206
資産除去債務	16	16
その他	1,781	1,841
<b>負債合計</b>	<b>1,722,722</b>	<b>1,739,359</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>1,327,689</b>	<b>1,514,261</b>
資本金	153,795	153,795
資本剰余金	160,071	160,071
資本準備金	160,071	160,071
<b>利益剰余金</b>	<b>1,018,439</b>	<b>1,205,044</b>
利益準備金	7,901	7,901
その他利益剰余金	1,010,538	1,197,143
土地圧縮積立金	1,341	1,341
別途積立金	35,335	35,335
繰越利益剰余金	973,862	1,160,467
<b>自己株式</b>	<b>△4,616</b>	<b>△4,649</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>72,706</b>	<b>36,435</b>
その他有価証券評価差額金	72,706	36,435
<b>純資産合計</b>	<b>1,400,395</b>	<b>1,550,696</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,123,117</b>	<b>3,290,055</b>

### 損益計算書

科目	(ご参考) 第93期	第94期
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
<b>売上高</b>	<b>2,573,824</b>	<b>2,726,000</b>
<b>売上原価</b>	<b>2,059,257</b>	<b>2,125,648</b>
<b>売上総利益</b>	<b>514,567</b>	<b>600,352</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>282,468</b>	<b>321,266</b>
<b>営業利益</b>	<b>232,099</b>	<b>279,086</b>
<b>営業外収益</b>	<b>165,210</b>	<b>187,514</b>
受取利息	40,981	51,753
有価証券利息	—	25
受取配当金	86,144	113,603
為替差益	30,902	—
不動産賃貸料	2,771	2,616
デリバティブ評価益	—	14,384
その他	4,412	5,133
<b>営業外費用</b>	<b>46,159</b>	<b>79,892</b>
支払利息	23,722	30,744
減価償却費	4,719	4,631
為替差損	—	32,706
デリバティブ評価損	10,615	—
その他	7,103	11,811
<b>経常利益</b>	<b>351,150</b>	<b>386,708</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,111</b>	<b>2,939</b>
抱合せ株式消滅差益	—	2,821
固定資産売却益	898	97
投資有価証券売却益	—	9
貸倒引当金戻入額	41	—
その他	172	12
<b>特別損失</b>	<b>7,855</b>	<b>9,192</b>
固定資産除売却損	7,673	6,828
関係会社株式売却損	—	2,319
投資損失引当金繰入額	131	—
その他	51	45
<b>税引前当期純利益</b>	<b>344,406</b>	<b>380,455</b>
法人税、住民税及び事業税	95,499	70,299
法人税等調整額	△23,406	△14,859
<b>法人税等合計</b>	<b>72,093</b>	<b>55,440</b>
<b>当期純利益</b>	<b>272,313</b>	<b>325,015</b>

(単位：百万円)

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	153,795	160,071	-	160,071	7,901	1,341	35,335	973,862	1,018,439
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△78,736	△78,736
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	325,015	325,015
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	21	21	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△59,695	△59,695	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	59,674	59,674	-	-	-	△59,674	△59,674
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	186,605	186,605
当期末残高	153,795	160,071	-	160,071	7,901	1,341	35,335	1,160,467	1,205,044

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4,616	1,327,689	72,706	72,706	1,400,395
当期変動額					
剰余金の配当	-	△78,736	-	-	△78,736
当期純利益	-	325,015	-	-	325,015
自己株式の取得	△60,003	△60,003	-	-	△60,003
自己株式の処分	275	296	-	-	296
自己株式の消却	59,695	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	△36,271	△36,271	△36,271
当期変動額合計	△33	186,572	△36,271	△36,271	150,301
当期末残高	△4,649	1,514,261	36,435	36,435	1,550,696

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

- 有価証券の評価基準および評価方法
  - 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)です。
  - 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法です。
  - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法です。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法です。
- 出資金の評価基準および評価方法
  - 移動平均法による原価法です。
  - なお、組合への出資については、入手可能な直近の決算書を基礎とし持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- デリバティブ等の評価基準および評価方法
  - 時価法です。
- 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - 商品及び製品……主として移動平均法による原価法です。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  - 仕掛品、原材料及び貯蔵品……主として先入先出法による原価法です。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産(リース資産を除く)
    - 主に定額法を採用しています。
    - なお、主な耐用年数は以下の通りです。
 

建物	… 8～50年
構築物	… 7～50年
機械及び装置	… 4～10年
車両運搬具	… 3～7年
工具、器具及び備品	… 2～10年
  - 無形固定資産(リース資産を除く)
    - 定額法を採用しています。
    - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年および5年間)に基づく定額法を採用しています。

- (3) リース資産  
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 … 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 …… 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 投資損失引当金 …… 子会社等への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態および将来の回復可能性等を考慮して引当計上しています。
- (3) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (4) 製品保証引当金 …… 販売した製品の保証修理費用の発生に備えるため、以下の金額の合計額を計上しています。  
 1. 保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来保証見込みを加味して算出した費用見積額  
 2. 主務官庁への届出等に基づく将来の保証修理費用として算出した見積額
- (5) 自動車環境規制関連引当金 …… 環境規制に対応する費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しています。
- (6) 工事損失引当金 …… 航空宇宙事業の受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、損失金額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見込額を計上しています。
- (7) 環境対策引当金 …… 環境対策工事等を目的とした費用の発生に備えるため、当事業年度末における発生見込額を計上しています。
- (8) 退職給付引当金または前払年金費用 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を前払年金費用として計上しています。  
 1. 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。  
 2. 過去勤務費用の費用処理方法  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により費用処理しています。  
 3. 数理計算上の差異の費用処理方法  
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

## 7. 収益および費用の計上基準

当社は、顧客との契約における履行義務を識別し、収益を、顧客への財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しています。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一時点または一定期間にわたり認識しています。

自動車事業では、新車販売については、新車の引渡時点において顧客が当該車両に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該車両の引渡時点で収益を認識しています。

航空宇宙事業では請負契約を顧客と締結しています。請負契約の工事に係る収益については、履行義務の進捗に応じて収益認識しています。進捗度の測定は、発生したコストに基づいたインプット法などにより行っています。請負契約に係る対価の支払は、通常、顧客との契約に基づき段階的に行われています。

## 8. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## 9. その他計算書類作成のための基本となる事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

### (2) 金額表示の単位

金額表示の単位については、四捨五入により表示しています。

### (3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産 101,340百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

製品保証引当金 216,290百万円

当社は、製品販売時に付与した保証約款に基づく製品保証とともに、主務官庁への届出等に基づいて個別に無償の補修を行っています。

保証約款に基づく製品保証の対象は、各国における保証約款に基づき、期間および走行距離や不具合の原因等により決定しています。

保証約款に基づく製品保証の保証修理費用は、製品を販売した時点で引当金を認識しており、保証期間内に不具合が発生して部品を修理または交換する際に発生する費用の総額について、過去の補修実績、過去の売上台数を基礎として将来の発生見込みに基づく最善の見積りにより引当計上しています。

主務官庁への届出等に基づく保証修理費用については、支出が発生する可能性が高く、合理的な見積りができる場合に引当金を認識しており、製品の不具合に関する過去の経験を基礎として算定した台当たり補修費用等および対象台数に基づく最善の見積りにより引当計上しています。

発生が見込まれる保証修理費用について、現在入手可能な情報に基づき必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、製品保証引当金の計算では将来複数年にわたり生じる保証修理費用を予測しているため、実際の保証修理費用が見積りと乖離することにより、製品保証引当金を追加計上する必要性が生じる可能性があることから、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額 707,797百万円
2. 有形固定資産の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額6,596百万円を直接控除して表示しています。
3. 担保に供している資産および担保付債務  
土地33百万円は、関係会社の長期借入金および預り保証金等1,487百万円の担保に供しています。
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
 

関係会社に対する短期金銭債権	319,194百万円
関係会社に対する短期金銭債務	572,421百万円
関係会社に対する長期金銭債権	50,405百万円
5. 偶発債務
  - (1) 金融機関からの借入金等に対する保証債務
 

スバル オブ アメリカ インク	48,604百万円
従業員	1,714百万円
スバル興産株式会社	841百万円
合計	51,159百万円
  - (2) その他の偶発債務  
2016年5月4日のタカタ株式会社（現・TKJP株式会社）の米国子会社とNHTSA（米国運輸省道路交通安全局）との修正合意内容、2016年5月27日の国土交通省の「タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの拡大スケジュールについて」およびこれら両当局からの要請を踏まえたその他地域（中国および豪州他）における対応方針に基づいたタカタ製エアバッグインフレーターに関する市場措置範囲拡大に伴う費用について、金額を合理的に見積ることができる費用については計上しています。しかしながら、今後新たな事象の発生などにより追加的な計上が必要となる可能性があります。
6. 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は5,438百万円（すべて仕掛品）です。

(損益計算書関係)

1. 売上原価  
工事損失引当金繰入額として14,041百万円が売上原価に含まれています。
2. 関係会社との取引高
 

営業取引による取引高	売上高	2,288,117百万円
	仕入高	504,690百万円
営業取引以外の取引高	その他取引高	51,426百万円
	収益	117,952百万円
	費用	37,741百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式…………… 1,623,478株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
2025年3月31日現在  
(単位：百万円)

繰延税金資産	
製品保証引当金	67,449
未払費用	25,536
株式評価損	10,233
退職給付引当金繰入限度超過	8,122
工事損失引当金	6,902
賞与引当金	6,773
固定資産の減価償却費等	5,145
未払事業税	2,788
繰越外国税額控除	1,799
棚卸資産	979
貸倒引当金繰入限度超過	837
繰延費用	244
その他	4,478
繰延税金資産小計	141,285
評価性引当額	△21,981
繰延税金資産合計	119,304
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,677
前払年金費用	△660
圧縮積立金	△588
その他	△39
繰延税金負債合計	△17,964
繰延税金資産の純額	101,340

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
評価性引当額	△0.9%
配当金益金不算入	△8.3%
試験研究費税額控除	△5.7%
税率変更による影響	△0.6%
特定外国子会社等合算所得	1.3%
その他	△1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.6%

3. 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)にしたがって、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,131百万円増加し、法人税等調整額が1,609百万円、その他有価証券評価差額金が478百万円それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引)

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	スバルファイナンス株式会社	所有 直接 100%	当社製自動車に関わる販売金融業務および当社製品のリース業務	資金の貸付(注1) 貸付の返済(注1)	639,746 639,334	貸付金	114,335
子会社	スバル オブ アメリカ インク	所有 間接 100%	当社製自動車、スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク製自動車および部品の販売 役員の兼任	製品の販売 製品の仕入等 余剰資金の受入(注2) 受入 支払利息 債務保証等(注3)	1,369,875 135,657 330,678 16,986 48,604	売掛金 買掛金 預り金	107,012 32,126 280,670
子会社	スバル オブ インディアナ オートモーティブ インク	所有 間接 100%	当社製自動車生産部品の購入、スバル オブ アメリカ インク他への完成車の製造販売 役員の兼任	製品の販売 余剰資金の受入(注2) 受入 支払利息	331,063 223,159 11,940	売掛金 預り金	33,732 216,053

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) スバルファイナンス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定されています。なお、担保は受け入れていません。
- (注2) 余剰資金の受入は、当社グループで運用しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係る取引です。なお、取引金額は期中平均残高を記載しています。支払利息については、市場金利を勘案して決定されています。
- (注3) スバル オブ アメリカ インクの金融機関からの借入等につき、保証を行っています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	2,120円08銭
2. 1株当たり当期純利益	
1株当たり当期純利益	440円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	440円08銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社SUBARU  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 服部 将一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安崎 修二  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SUBARUの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社SUBARU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社SUBARU  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 服部 将一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 蓮見 貴史  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安崎 修二  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SUBARUの2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社SUBARU 監査役会

常勤監査役	加 藤 洋 一
常勤監査役	堤 ひろみ
監査役(社外監査役)	古 澤 ゆり
監査役(社外監査役)	榎 田 恭 正

以 上